特定行為研修制度見直しで加わった「研修開始時の能力評価」で、何を・どう評価するか

市村 健二
ヴェクソンインターナショナル株式会社
事業デザイン部 部長／
特定行為研修修了看護師



■新たに加わった「研修開始時の能力評価」とは

令和 8 年 3 月の省令改正により、特定行為研修の指定研修機関には「受講者の準備状況を考慮し、研修開始時に能力評価を実施し、各受講者の知識及び技能に応じ補習を行うこと」[1] が求められることとなりました。

当社が提供する「全日病 S-QUE e ラーニング看護師特定行為研修」[2] においてもこれに対応するため、知識・技能の両面からの能力評価と、その結果に応じた補習を受講できる仕組みを構築しました。本稿では、その仕組みをどのような考えのもとに構築したのかを紹介します。

■「全日病 S-QUE e ラーニング 看護師特定行為研修」における能力評価の仕組み

1. 何を・どう評価するか――仕組みの構築の根拠

特定行為研修の受講対象者は、厚生労働省より「概ね 3 ～ 5 年以上の実務経験を有する看護師」[3] と示されています。

当社は、日本看護協会（JNA）が示す「看護実践能力習熟段階（ラダー）」に対応したクリニカルラダー別研修を提供しています[4]。そこで、当社のクリニカルラダー別研修におけるラダー「新人」および「ラダー Ⅰ」（JNA ラダーの新人・ラダー Ⅰ相当）以上の知識を有していることを前提条件としました。

そのうえで、当該研修の内容を、特定行為看護師に必要な知識として、①患者アセスメントの基礎、②検査・データの解釈、③病態生理と看護判断、④チーム医療・情報伝達、⑤思考スキル・根拠に基づく実践、の 5 領域に大別しました（図 1）。各領域に対応する教材をセットし、4 択式・全 100 問のテスト問題を作成しました。

2. 仕組みの特徴――能力評価＋個別最適補習を標準実装

本仕組みの特徴は、テスト問題と補習教材を 1 問単位で紐づけた点にあります。たとえば問 1 に不正解であった場合は対応する教材 1 で補習を受講するというように、不正解の問題ごとに補習項目を設定し、受講者が自身の弱点に絞って効率的に学び直せるよう設計しました。さらに、各補習項目の学習後には 5 問の確認テストを作成し、補習内容が理解できているかをその場で確認できるようにしました。これにより、補習を受けて終わりにせず、理解度を確認したうえで次の学習に進める構成としました。

技能評価については、フィジカルイグザミネーションに関する映像教材とチェックリストにより評価を行い、不足が確認された知識・技能は映像学習によって補習できるようにしました。

以上のように、本研修では研修開始時の能力評価と個別補習、さらに補習後の確認テストまでを一体的に設計することで、受講者 1 人ひとりの準備状況に応じた学習支援を実現しています。

図 1　特定行為研修 能力評価コンテンツの分類構造

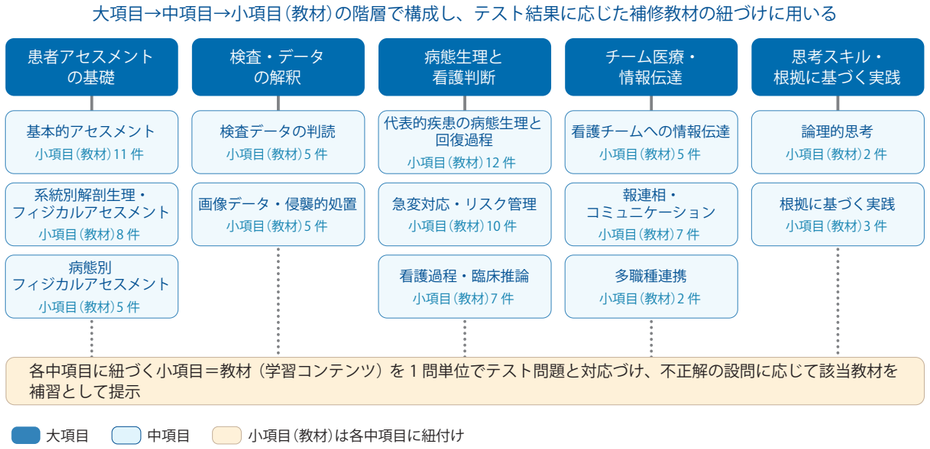

引用・参考文献

1）厚生労働省（2026）．「保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について．
https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001572476.pdf　（閲覧日：2026 年 7 月 10 日）
2）S-QUE 研究会．研修について（省令改正対応済み：能力評価＋個別最適補習を標準実装），全日病　S-QUE　e ラーニング 看護師特定行為研修．
https://s-que.net/service/specifictraining/
3）厚生労働省（2014）．第 5 回看護師特定行為・研修部会　資料 2．https://www.mhlw.go.jp/content/10805000/0000066533.pdf　（閲覧日：2026 年 7 月 10 日）
4）S-QUE 研究会．ジェネラリストのための　S-QUE クリニカルラダー別研修．
https://s-que.net/service/clinical-ladder-specific-training/